

## 「健やかな育ちの推進」に関連する施策・事業について

### 児童虐待とは

児童虐待は、保護者がその監護する児童(18歳未満)の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害にあたるもの。児童虐待に関する法律第2条により、「身体的虐待」「性的虐待」「精神的虐待」(養育の怠慢・拒否等)「心理的虐待」の4つに分類・定義されています。

保護者とは、親類を行き者、未成年児童見えその他の方で、児童を現に監護する者をさします。

### 児童虐待の相談の状況

札幌市児童相談所における平成23年度の児童虐待相談受付処理件数は437件で、前年度(478件)に比べ、41件(△8.6%)の減となっています。

虐待相談の内容別では、平成23年度においてもネグレクトが例年と同様に最も多く、全体の68.7%を占めています。以下、身体的虐待16.9%、心理的虐待11.7%、性的虐待2.7%と、内容別構成比の順序は例年同様となっています。

平成23年度における通告受付件数は710件であり、前年度比12.8%の減となっています。通告経路は、近隣住民等からのものが最も多く、平成23年度は389件で、この傾向は毎年変わっています。また、次に多いのは警察からのものであり、147件となっています。この2つの経路が、全通告の75.5%を占めています。

### 児童虐待の通告受付状況

家族	19年度			20年度			21年度			22年度			23年度		
	父	母	その他	11	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	15
親戚	0	3	4	5	8	4	3	1	1	2	2	2	3	0	3
児童本人	12	25	33	12	25	33	33	33	33	26	26	26	21	1	1
近隣・知人	0	1	2	0	1	2	1	2	3	3	3	3	1	1	1
福祉事務所・介護施設等	34	29	47	207	271	417	271	417	417	417	417	417	389	40	40
保健センター	29	32	45	32	37	57	37	57	57	57	57	57	70	3	3
保育所・児童遊泳施設等	33	37	27	37	30	24	30	24	24	24	24	24	22	19	19
医療機関	32	30	24	32	57	86	57	86	86	86	86	86	21	21	21
学校等	48	57	51	83	138	166	138	166	166	157	157	157	42	35	35
警察	83	83	8	138	166	166	166	166	166	166	166	166	11	16	16
その他	7	8	4	457	582	736	582	736	736	814	814	814	710	710	710
合計	457	582	736	710	814	1014	710	814	814	814	814	814	710	710	710

### 児童虐待への対応状況

#### 1 児童虐待の相談・対応体制の強化

(1) 平成14年度から児童虐待に対するための担当課長を置き、現在10名体制(課長1名、担当係長5名(うち保健師、教員、各1)、児童福祉司2名、保健師1名、児童虐待対応協力員(非常勤職員)1名)で、児童虐待通告に係る初期対応を行っています。

(2) 通告から原則として48時間以内に児童の安全を確認するため、平成20年度から市内2か所の児童家庭支援センターに初期調査を委託し、夜間・休日の体制を維持しています。

(3) 平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン」(子どもも虐待相談)を開設しました。夜間・休日は、専門の電話相談員が常駐するなど、365日24時間体制で運用しています。

#### 2 児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

(1) 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置

平成20年3月、從来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成、札幌市要保護児童対策地域協議会(平成21年11月から「札幌市子どもを守るネットワーク会議」に名称変更)を設置しました。(現在、36機関・団体で構成)。

(2) 各区要保護児童対策地域協議会との連携

平成21年度には、各区に要保護児童対策地域協議会を設置。実務者会議・個別ケース検討会議を通じて関係機関との連携を図っています。

(3) 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置

民生委員や主任児童委員等の各種委員、児童関係機関職員をはじめとした方々を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報・情報提供や見守り等の活動を展開しています。登録者数は、平成24年3月末現在で、延べ9,827名となっています。

#### (4) 各区「家庭男童相談室」の設置

平成22年度から、各区の保健センター(保健福祉部健康・子ども課)に、児童虐待と家庭児童相談員による当職員を置き連携を図っていましたが、平成23年度からは相談・支援主査と家庭児童相談員による子どもの福祉に関する身近な相談窓口として「家庭児童相談室」を設置しています。

3 児童虐待予防・防止の啓発活動の強化

(1) 虐待対応マニュアル・パンフレットの作成・配布

(2) 厚生労働省作製ポスターの関係機関への掲示依頼

(3) 児童虐待に関する情報の児童福祉総合センターホームページへの掲載

(4) 児童虐待防止推進月間(平成16年度から毎年11月)の取組



## 「健やかな育ちの推進」に関する施策・事業について

### ○区家庭児童相談室について

#### 1 概要

子どもや家庭の福祉に関する身近な相談窓口として、家庭児童相談室を設置しています。具体的には、虐待を含めた家庭における児童養育に関することなど、児童家庭相談全般についての相談を受けており、必要に応じて、継続的に関係機関と連携を取りながら、相談者への支援を行っています。

#### 2 運営体制

主査（係長職）と家庭児童相談員（非常勤職員）の22名体制

#### 3 相談対応件数

平成23年4月1日から3月31日までの1年間で、10区の家庭児童相談室が対応した相談件数は2,034件ありました。

#### 4 予算 (H24)

34,528千円（非常勤職員報酬、事務費等）

### ○オレンジボン地域協力員について

#### 1 概要

児童虐待防止の取組みは、早期発見と早期対策が肝要であり、地域で活動している各種委員や日常的に子どもたちと接している関係機関職員等の協力が必要不可欠です。このことから、地域において、きめ細やかな児童虐待の予防・防止等の活動を展開していくことを目的とし、平成12年度から制度化しました。

#### 2 登録対象者

民生委員・児童委員、青少年育成委員、保育所職員、幼稚園職員、小・中・高等学校職員、児童会館等職員、児童福祉に深い理解と熱意のある市民等

#### 3 役割

- (1) 地域内における児童虐待の発見と通告
  - (2) 地域内の子どもに関する情報収集活動
  - (3) 児童相談所から依頼を受けたケースの相談と支援・援助活動
  - (4) 地域内での虐待予防・防止のための啓発活動
- このうち、主に(1)について、協力をお願いしています。

#### 4 登録の要件

児童相談所長が企画し、実施する児童虐待等に関する研修を受講した者

#### 5 報酬

なし

#### 6 登録人數

9,827人 (H23年度末)

### ○子ども安心ホットラインについて

#### 1 概要

札幌市児童相談所には、児童虐待の通告をはじめ、「児童の養育に関するさまざまなお問い合わせ」が日々寄せられています。

こうした相談に土日夜間でも対応できるよう、平成23年9月26日から、専門の電話相談員が児童相談所内に常駐し、24時間365日体制による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設しました。

#### 2 運営体制（夜間・休日）

電話相談員（非常勤職員・有資格者）5名によるシフト勤務制で対応しています。

#### 3 電話相談員による相談対応件数

平成23年9月26日から3月31日までの約半年間で電話相談員が対応した相談件数は、921件あります。

#### 4 予算 (H24)

10,300千円（非常勤職員報酬等）

## &lt;以下はワークショップ当日配布した追加資料&gt;

&lt;追加資料1&gt;

## 1 札幌市における児童虐待取扱件数

(単位：件)

	児童相談所	区役所	合計
年度			
21年度	620	188	808
22年度	478	208	686
23年度	437	432	869

## 2 札幌市における児童虐待の通告件数

(単位：件)

	児童相談所	区役所	合計
年度			
21年度	736	－	736
22年度	814	217	1,031
23年度	710	187	897

※1 21年度以前は、児童虐待の通告先を児童相談所としていた

※2 22年度は、各区に児童虐待通告に対応する担当職員を配置した

※3 23年4月に、各区役所に家庭児童相談室を設置した

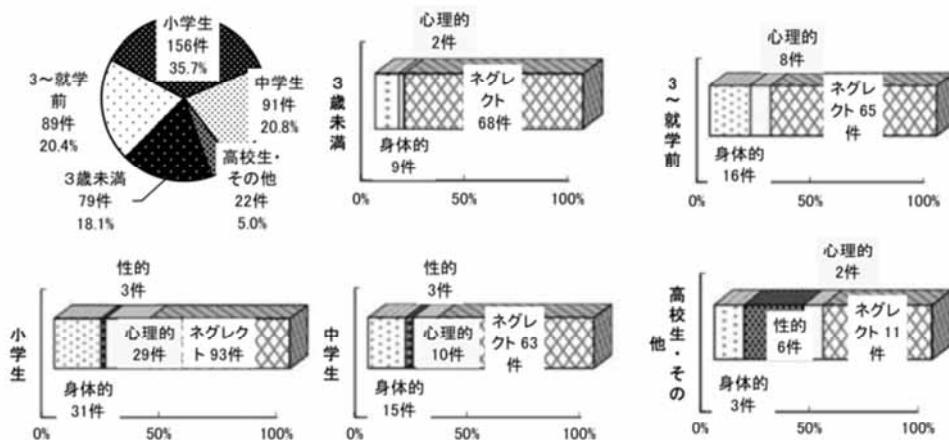
## &lt;追加資料2&gt;

## 1 被虐待児の年齢構成と虐待種別内訳

(単位：件)

	3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他	合計
21年度	106 (17.1%)	146 (23.6%)	250 (40.3%)	92 (14.8%)	26 (4.2%)	620 (100%)
22年度	83 (17.4%)	101 (21.1%)	179 (37.4%)	88 (18.4%)	27 (5.6%)	478 (100%)
23年度	79 (18.1%)	89 (20.4%)	156 (35.7%)	91 (20.8%)	22 (5.0%)	437 (100%)

## &lt;23年度の内訳&gt;



被虐待児の年齢構成をみると、小学生の割合が最も高いが、「3歳未満」と「3歳～就学前」を合計すると、毎年度「0歳から就学前まで」の児童の割合が最も高くなっている。

また、虐待種別ごとの傾向をみると、いずれの年齢構成においてもネグレクトの割合が最も高くなっている。

平成 24 年度 札幌市行政評価 外部評価報告書

発行 札幌市市長政策室 改革推進部  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
電話 011-211-2061  
URL <http://www.city.sapporo.jp/somu/hyoka/>